

是時名と散田(九)

——『西福寺文書』年未詳二月二八日付
是時名・久延名作職重書をめぐって——

寺 下 一 義

補 論

ここでは、註(26)の「本所方」・註(132)の「領家方」に関連して、野坂庄の上級領主について述べたい。

南北朝時代、野坂庄は青蓮院門跡を本所に仰いでいたと推定される。観応二年(一三五)の青蓮院門跡勤行仏事注進状(『大正新修大藏経』図像部一二所収「門葉記」巻第九〇〈勤行一〉)や応安七年(一三七四)九月日付同門跡領仏事用途廻文(『葛川明王院史料』(葛川明王院)五七〇・『福井県史』資料編2中世所収「明王院文書」二)などによれば、野坂庄からの二貫三〇〇文が道玄准后忌日経供養料に充てられている。また、「青蓮院御門跡領兼慶兼学兩人知行所々」のひとつに「越前国野坂庄」があげられている(『天台宗全書』第一六巻所収「華頂要略」巻第五

五下〈御門領〉)。兼慶(円明房か)の名は、(『福井県史』資料編2中世所収「醍醐寺文書」九五)、それを裏付けるものと考えられる。野坂庄内の鳴郷には建聖院領があり、青蓮院門跡から三〇石が納められることになってきた。しかし、「年々無沙汰」のため、文安四年(一四四七)四月二七日、幕府より滞納なきことを命ずる奉行人奉書が「青蓮院庁 鳥小路殿(鳥居小路経堯か)」宛に出されている(「建内記」同年四月二九日条。なお、この一件については、下坂守「中世門跡寺院の組織と運営」(村井康彦編『公家と武家—その比較文明的考察』(思文閣出版、一九九五年)所収)を参照されたい)。

また、応永三四年(一四二七)二月二日には、野坂庄内の山泉郷が門跡より「大夫上座御房(新家大谷泰兼か)」に宛行われており(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二二)。応永六年六月二九日、氣比庄半分が能登(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝補遺第二〇)、同庄が青蓮院門跡の管轄下にあったことは明らかである。

さて、榊河郷では、応安四年(一三七二)二月二三日、西福寺敷地内における諸役免除を伝える御教書(『西福寺文書』五)の発給者が門跡関係者と考えられるが、実名を明

寺下 是時名と散田(丸)



『敦賀郡古文書』所収「華押摘要」

『福井県史』資料編2中世所収「花押 印章一覽」

貞治二年二月七日付某袖判田地宛行状

応安四年二月三日付某袖判御教書

らかにし得ない(あるいは妙香院慈濟か。註(115)参照)。なお、袖判(左掲)の一致により、この人物は、貞治二年(一二三六)一二月七日にも木崎郷久乃公田一反を宮内入道に宛下していることが判明する(『敦賀郡古文書』五〇・『福井県史』資料編2中世所収京都大学文学部博物館古文書室所蔵「古文書集」六)。また、応永五年(一二九八)一月、高原庵主禪師(性知)に屋敷・田地などを安堵している泰遍は(「西福寺文書」二五)、応永三年(一二九六)四月二七日、青蓮院門主尊道が天台座主に就任するにあたって宣命をうける際、十楽院で「御簾役」を務めた泰遍と同一人物ではないかと見られる

(「天台座主記」巻五・大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第一八)。泰遍は、応永十一年(一四〇四)六月一日、西福寺を木崎郷長丸名々主職に補任している(「西福寺文書」三三)。先の御教書発給者や泰遍がいかなる権限をもって榊河郷や木崎郷と係わっていたか定かではないが、西福寺の開創前後、青蓮院門跡の支配が在地に浸透していたことは疑うべくもない。その後、応永一七年(一四一〇)五月七日、榊河郷は能登国々衙職とともに、安賀なる者に宛行われている(『葛川明王院史料』(葛川明王院所蔵史料)一〇三・『福井県史』資料編2中世所収「明王院文書」三)。

さらに門跡より榊河郷領家職を恩給された千代若丸は、応永三三年(一四二六)正月一日、同郷久乃四郎丸名々主職を西福寺に寄進(実質的には安堵)している(「西福寺文書」七九)。千代若丸については、改めて考察しなければならぬが、私は、青蓮院門跡の侍法師であった与利(法名永派)ではないかと推測している(『敦賀郡古文書』以来、これまでの史料集は、すべて「西福寺文書」七九の端裏書

久乃四郎丸

を「兩利殿 永□寄進状 久乃四郎丸」と読んでいるが、「与利殿 永□寄進状 久乃四郎丸」ではないだろうか。与利は、「満濟准后日記」永享四年(一四三二)正月二三日

条や『天台宗全書』第一四卷所収「華頂要略」巻第四一「門下伝坊官第三」所載応永三四年(一四二七)九月五日付青蓮院門跡庁務坊(奉任)下知状(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝補遺第二)では、永享元年(一二二九)条に収める)などに散見される。また、西福寺が將軍家の菩提所になるについても尽力したことがうかがえ、永享二年(一四三

○ 一月一五日付浄鎮置文（「西福寺文書」九二）には、「本寺第三長老之俗縁（浄蓮院文書）法名永派（浄蓮院文書）与利名也」（案文では、「与利名也」の箇所が「与利禅門也」となっている）と記されている。さらに青蓮院門主義快による西福寺々領の安堵などにも係わっており（同九七・九八）、浄鎮と親交のあった注目すべき人物である（同一〇〇）。なお、既刊の史料集は、同九八の 永派・永派・永派、同一〇〇の 永派・永派 を「永祐」と読むが、私は「永派」と考える。また、これら永派の花押は、先の千代若丸の花押 若丸 と同形と認められる。

西福寺々領分配目録（同一三〇）の「仁儀」の項に「郷々給主并公方様」とあるが、郷々の給主とは、前述の泰兼・安賀・千代若丸など、野坂庄内の郷を恩給された青蓮院門跡の坊官や侍法師であったと推察される。これに関して注目すべき史料が、『天台宗全書』第一六巻所収「華頂要略」巻第五下

関するものではない）における給主や代官が記され、六〇〇文ないし三〇〇文の風呂呂役を一定期日に納めていたことを伝えている。この風呂呂役注文には年紀が記されていないが、尊応が門主であった文明年間（一四六九—一四八七）のものだと推定される。

二五日には「泰本」、明応元年（一四九二）八月二十八日には「伊予法橋泰本」、同六年（一四九七）一月二十九日には「青蓮院坊官泰本法眼」・「伊予法眼」と記されている（以上、『大正新修大藏経』圖像部一二所収「門葉記」巻第一六九〈勤行法補四・六観音合行〉・大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第六日付青蓮院尊応法親王令旨（『福井県史』資料編2中世所収国立国会図書館所蔵「足利時代古文書」二）の包紙ウワ書には「法眼泰本奉」とあり、文明一六年（一四八四）以降、「佐公」の名は確認されない。したがって、風呂呂役注文は、文明六年（一四七四）前後から同一六年（一四八四）頃までの青蓮院門跡の院家・坊官・侍法師などを記載した史料と判断される。この推定のもとに、敦賀郡のみの給主や代官の実名、あるいは法名を比定したものが、表Ⅷである。

「御門領」所載の「御風爐用途事」（以下、「風呂役注文」と略記）である。これには、粟田庄を始め、六一ヶ所の門跡領（全所領に

まず、奄我庄・大日寺は「聖光院」となっているが、これらは、応永三五年（一四二八）正月一九日、嶮熊野庄内国実名・菟蕪新本庄公事などともに聖光院光亨に恩給されている（大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇）。これから風呂呂役注文は、応永三五年（一四二八）以降のものとなる。また、三方寺・極楽寺は「佐公」となっているが、佐公とは、坊官であった大谷泰本のことである（『天台宗全書』第一四巻所収「華頂要略」巻第四一〈門下伝坊官第三〉）。泰本の初見は、文明四年（一四七二）五月一五日であるが、同六年（一四七四）九月二日には「佐公泰本」とある。ところが、同一六年（一四八四）一月二六・二七日には「伊予法橋泰本」、長享元年（一四八七）閏一月二八日

には「伊予法橋」、同二年（一四八八）八月役注文では、「安居院」が給主として記され

粟田庄を始め、六一ヶ所の門跡領（全所領に

には「伊予法橋」、同二年（一四八八）八月

役注文では、「安居院」が給主として記され

表Ⅷ 「御風爐用途事」に見える敦賀郡の給主・代官

	月 日	給 地	負担額	給主・代官	実名・法名
①	1月7日	葉原保	600文	尊勝院	光(公)什
②		野坂郷	—	「給主」祐阿	祐阿弥佐仏
	2月				
③	3月5日	木崎郷	600文	帥法印	泰堯
④	4月11日	金山郷	600文	照泉院	泰縁
⑤	5月11日	気比庄	600文	安居院	澄光
⑥		山泉郷	—	治部卿法眼	泰温
	6月				
	7月				
	8月				
⑦	9月5日	勘野保	600文	—	
⑧	23日	砂流郷	600文	帥法印	泰堯
⑨	10月23日	嶋郷	600文	「御代官」庁	経柔
⑩	11月5日	沓見郷	600文	侍従法眼	泰雄
⑪	12月5日	櫛川郷	600文	下野	堯珍
⑫		新御所侍職*	600文	宮内卿上座	興尋

※ 新御所侍職が敦賀郡内の所領であることの徴証は、大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第22所載年欠(応永5年(1398)か)閏4月27日付道義書状による。『葛川明王院史料』^(葛川明王院)_(所蔵史料) 346・714・715・780なども新御所侍職の関連史料と見られる。なお、敦賀市井川・高野・谷口・中には「新御所」の地籍がある。

寺下 是時名と散田(丸)

ている。『天台の將軍足利義教』が法輪院心明に宛行つたも宗全書』第一巻のであり、心勝・公範に至るまで三代、知行所収「華頂要略」巻第三四年(一四五三)頃、「形部卿」なる者が申し「門下伝諸院家第一」にも、安堵を侵害せしめたと訴えている。刑部卿と言居院の寺領として「越前氣比庄」が記されている。「御代官職」にあり、泰讚以来泰延に至るまで「刑部卿」を名乗っていることが想起される(『天台宗全書』第一四巻所収「華頂要略」巻第四一(門下伝坊官第三・九)」。法輪院雑掌の主張は、あるいは法輪院と勘野家の、給主・代官、理由によるものとの確執を物語るものかも知れない。ともあか、給主・代官、いずれの記載も、康正三年(一四七五)八月日付法輪院雑掌申状(「醍醐寺文書」一三〇)。一方、「御代官九二」によれば、職」を代々所持していたという勘野家が、勘野保といかに係わっていたのか具体的に示す徴証は確認できないが、実際に貢租徴納の実

務に携わった代官として、洞昌寺弘賢(同九〇・九一)や承慶(同二〇三・一二六・一三二・一三六)がいた。風呂役注文では、助野保の負担分を六〇〇文とするが、寛正三年(二四六二)二月一日付同保年貢算用状(同二二六)では、三〇〇文の「御風呂役」が差し引かれている(半済のためか)。承慶ら代官は、三〇〇文ないし六〇〇文の風呂役を門跡に直納したものと推察される。

助野保には、西福寺が名主職を所持した守弘名(「西福寺文書」八〇・八一・八九・九二・一三〇)や時安名(同一四六)の他、案主名(「敦賀郡古文書」五六)「敦賀市史」史料編第三巻所収「西福寺文書」一六、「西福寺文書」八六・一〇二)や為正名などが存在していた。為正名の半分は、無量寿院らの相伝知行の対象となっていたが(「福井県史」資料編2中世所収国立国会図書館所蔵「足利時代古文書」一、「葛川明王院史料」(葛川明王院)五〇七・「福井県史」資料編2中世所収「明王院文書」五)、残りの半分は「長谷殿」が所持していた。年欠十一月一日付正壇享存書状(「西福寺文書」一四〇)

には、「此為正名半名ハ長谷殿持候、年貢(無沙汰)ふきたなく(沙汰)きた、此在所六名年貢くわんほう候之間、いつれをきた候、ことにくほん所の御代官二三名持候内よりも、本ちやうのことききた候」とある。「長谷殿」は、宝徳四年(二四五二)七月日付浄鎮置文(「西福寺文書」一二二)や年月日未詳助野保年貢算用状(「醍醐寺文書」一三三)などに見えるが、長谷(敦賀市長谷)を本貫地とする在地小領主ではなかったかと思われる。なお、為正半名は、いかなる経緯によるものか、のち、西福寺が所持するに至っている(「西福寺文書」二二六)。

鳴郷については、「御代官庁」と記されている。「庁」は、鳴郷の他、元慶寺・上泉庄・小泉庄の風呂役を負担していた。文明六年(二四七四)前後、青蓮院門跡の庁務(雑務とも)に携わっていたのは、鳥居小路経柔である。経柔は、文明四年(二四七二)六月三日、庁務に就任し、明応元年(二四九二)七月二日に辞任したと伝えられる(「天台宗全書」第一四巻所収「華頂要略」巻第四一(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇)・同補遺第二〇)。泰堯は、応永三五年

略」巻第五二(門下伝門室諸役名次第)・大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇)。経柔は、庁務就任の前年、元慶寺・二子塚・体光寺・十六条郷を相伝し(旧恩領の富永庄・小泉庄は、暫時、経厚に割分)、職務給として東山境内馬小路の地子知行が認められ、門跡料所の上泉庄・吉岡庄・長原保などの代官職に補任されている(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇)。風呂役注文は、これら経柔の恩領知行や料所執沙汰を裏付けていると考える。また、先にふれた鳴郷の建聖院領に関する幕府奉行人奉書が「青蓮院庁」に宛てられているのも、庁務担当者が同郷の代官として三〇石を納入する責務を最終的に負っていたからと推察される。

木崎郷・砂流郷に見える「帥法印」を泰堯と比定したが、泰堯は藤鳴庄の預所職をも所持していた(「天台宗全書」第一四巻所収「華頂要略」巻第四一(門下伝坊官第三)。

なお、藤鳴庄は、応永二八年(二四二一)二月一日、門跡領として還付されている(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二〇)。

(一四二八)三月二〇日から文明一六年(一四八四)二月二七日まで散見されるが(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二一一二二)、年欠五月九日付書状(「西福寺文書」一三三)の差出人「泰堯」と同一人物ではないかと思われる。この推測が正しければ、泰堯は木崎・砂流両郷のみならず、「白木浜郷」とも係わりをもった給主となる。さらに同書状中の「来月五日公方様御成治定事候間」という文言は、足利義政の將軍職就任を伝えるものとなり、書状の差出年次は享徳二年(一四五三)と認定される。

榊河郷の「下野」については、侍法師の堯珍と比定した。堯珍は、年月日未詳大進法橋御房宛書状で「下野上座 堯珍」、あるいは「下の上座 堯珍」と署名している(「天台宗全書」第一六卷所収「華頂要略」巻第五五下(御門領))。「大進法橋御房」とは、大谷泰純のことと考えられ(「天台宗全書」第一四卷所収「華頂要略」巻第四一(門下伝坊官第三三)、文明四年(一四七二)五月一日から永正元年(一五〇四)二月八日まで確認される(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二二二)。おそらくこの泰純は、文龜三年(一五〇三)正月二六日、東菊庵由水に田地二反を売却した「法眼大和尚位泰純」(「永建寺文書」一一)と同一人物であろう。一方、堯珍(下野)も泰純と同じく文明四年(一四七二)五月一日に侍法師安忠とともに一月二八日条では、大甘野庄の「粟田給主方」のひとりに「下野殿」が記されており、四二〇文が給与されている(大日本仏教全書「華頂要略」門主伝第二二)。さらに堯珍は、「天台宗全書」第一六卷所収「華頂要略」巻第五一(門下伝侍法師交名)に「堯珍号与利」とあり、先の千代若丸(法名永派)の子息、あるいは一族ではないかと考えられる。なお、風呂役注文において、山泉郷は「治部卿法眼」と記され、泰温と比定したが、泰温は、応永三四年(一四二七)二月二日に山泉郷を宛行われた「大夫上座御房」こと新家大谷泰兼の子息である(「天台宗全書」第一四卷所収「華頂要略」巻第四一(門下伝坊官第三・四))。堯珍・泰温の事例のみから速断はできないが、野坂庄内における各郷の領家職を恩給され、それを相伝知行する給主がいたことは、充分想定され得る。西福寺が「仁儀」(「西福寺文書」一三〇)という名目で「公方様」とともに一〇石以上の米を割り当てた「郷々給主」とは、特に何代にもわたって領家職を有した青連院門跡の坊官や侍法師ではなかったであろうか。

その後、榊河郷の領家職は、富森冬永が所持した。冬永は、文明一八年(一四八六)九月七日、是時・久延両名の「段銭諸役以下」を名代が難波した場合、西福寺が責任をもつて処理すべきことを命じている(同一四二、註(76)参照)。冬永は、「大乘院寺社雑事記」長享元年(一四八七)閏一月二六日条に「朝倉修理亮景久返事到来、昨夕、畏入候、同内者富森中務丞冬永返事到来」と見え、敦賀郡司であった朝倉景冬の家臣と考えられる(「戦国大名家臣団事典」西国編の「富森冬永」の項)。

また、これと前後して、文明一〇年(一四七八)二月二二日、かつて「御門跡領」(「西福寺文書」八〇・八一)と言われた勘野保内の西福寺領田島・一切経田などが正壇久

保によって安堵されている(同一三九)。疋壇氏は疋壇(敦賀市疋田)を本貫地とする在地小領主と見られ、戦国時代は朝倉氏に臣従していた(同一〇五・二〇六・二〇七・二〇八・二三〇・二三一)。冬永や久保の動向だけをもち、短絡的に、当時、庄園領主としての青蓮院門跡の力が衰退化しつつあったとは評価できないが、次第に戦国大名朝倉氏の勢力が在地に浸透しつつあったことは否定できない。

な支配領有関係であったとしても、それがそのまま、西福寺においても桎梏になったとは必ずしも断定できない。むしろ西福寺は、このような二重支配を逆手にとって、寺家興隆の梃子にしたのではないかと推測されるのであるが、その具体的様相については、稿を改めて追究する所存である。

(一九九六年九月二八日稿了)

以上、管見の史料を羅列したにすぎないが、これだけからでも、本御所田における「本所方」や門前四反田における「領家方」が青蓮院門跡、あるいは同門跡から領家職を恩給された給主などを指していることは疑いないと考える。したがって、重書(イ)の「如法なんき」とは、櫛河郷を「私領」と称しながらも、本所方・領家方の支配を無視できなかった、地頭にとつてはまさに厄介な状況を吐露した言葉であったと理解できる。また、(ロ)の「地頭としてとりはなし」という文言も、本所方・領家方の存在を意識した表現と受け取れるのである。しかし、地頭にとつて「難儀」

(付記)「西福寺文書」と取り組むようになつてから、西福寺(前任四九世鶴飼隆玄・甫里定圓・佐々木良玄各師)は勿論、川田義一・奥長彦両氏を始めとする地元の方々には、大変、お世話になっております。特に本稿の作成にあたっては、前田賢次氏・佐々木良玄師より貴重なご教示を頂きました。また、福井市の川村律子氏には、福井県立図書館ご在職中、資料の複写などで多大なご配慮を賜りました(現在は、松井一代氏の手を煩わしております)。そして、常に温かく見守つて下さっている方々、皆様に心から謝意を表したく思います。